

# 2022－2023年度 アッセンブリー

Rotary



イマジン  
ロータリー

国際ロータリー第2640地区  
堺フェニックスロータリークラブ

D2640 SAKAI PHOENIX ROTARY CLUB



I 堺フェニックスロータリークラブの概況  
(令和4年7月1日現在)

II 2022～2023年度 (令和4年度)  
活 動 方 針  
実 施 施 計 画

III 活 動 実 績

# 目次

## I 堺フェニックスロータリークラブの概況..... 5

(クラブバナー・堺フェニックスロータリークラブの歌)

1	クラブ紹介	.....	6
2	歴代理事役員	.....	7-10
3	歴代会長・幹事とその他過去の記録	.....	11-13
4	会員の状況	.....	14
5	ロータリー財団寄付 (ポール・ハリス・フェロー)	.....	15
6	ロータリー財団寄付 (ベネファクター)	.....	15
7	ロータリー米山記念奨学会寄付	.....	15
8	主なる業績受賞歴	.....	16
9	ローターアクトクラブ	.....	17

## II 2022～2023年度 (令和四年)

10	国際ロータリー2022-2023年度テーマ ジェニファー・E・ジョーンズ会長	.....	19-20
11	国際ロータリー第2640地区運営方針 2022-2023年度 ガバナー森本芳宜	.....	21
12	クラブ運営方針 可須夢 阿努羅芙万会長	.....	22
13	理事会・委員会組織表	.....	23
14	年間計画表	.....	24
15	委員会活動方針	.....	25-27

# 目次

## Ⅲ 活 動 実 績

16	奉仕プロジェクト委員会活動報告 ・国際奉仕委員会 29P～33P ・社会奉仕委員会 34P～42P ・青少年奉仕委員会 43P～46P	.....	29-46
17	クラブ定款	.....	47-57
18	クラブ細則	.....	58-63
19	お見舞い・慶弔に関する規定	.....	64

# I 堺フェニックスロータリークラブの概況 (令和4年7月1日現在)

## 堺フェニックスロータリークラブバナー



## 堺フェニックスロータリークラブの歌

堺フェニックスロータリー

クラブの歌

作詞・作曲 宮崎 美智子

風が ささやき 空が 輝き

緑が 微笑む 歌が 聞こえる

平和な世界に なるように

人は集い 語り合うもの

人は出会い 信じあうもの

心の扉を 開いてみよう

堺フェニックスロータリークラブ

愛と平和を 求める仲間

届けよ ラブリーソング

届けよ ラブリーソング

堺フェニックスロータリークラブ

# 1 クラブ紹介

名 称	堺フェニックスロータリークラブ ROTARY CLUB SAKAI PHOENIX
創 立 総 会	1997年(平成9年) 3月27日 於 リーガロイヤルホテル堺
R I 加 盟 認 証	1997年(平成9年) 4月 2日
認 証 状 伝 達 式	1997年(平成9年) 5月29日 於 第一ホテル堺
スポンサークラブ	堺ロータリークラブ
創立時ガバナー	中村 幸吉(富田林RC)
特 別 代 表	阪之上 清以弥(堺RC)
ク ラ ブ 事 務 所	〒590-0021 堺市堺区北三国ヶ丘1-1-16 C17 TEL 072-227-4990 FAX 072-227-4991 E-mail sakai.phoenix.1997@gmail.com
例 会 場	・堺東和風料理「備徳」 ・2020年度よりコロナの状況によりZOOM例会を開催
例 会 日 時	・第1例会 第2週土曜日 18時より / 第2例会(奉仕活動に参加) ・ZOOM例会 第1例会 第2週土曜日 21時より) / 第2例会(奉仕活動に参加)
区 域 限 界	堺市堺区、周辺地域及び日本国内
友 好 ク ラ ブ	1999年(平成11年) 4月17日友好クラブ締結 RI第2650地区 福井フェニックスロータリークラブ
姉 妹 ク ラ ブ	2015年(平成27年)10月31日姉妹クラブ締結 RI第3350地区 タイ・ルンピニロータリークラブ
衛 星 E ク ラ ブ	(仮)大阪フェニックスロータリーEクラブ 2018年(平成30年)6月23日創立
パストガバナー	2010年-2011年度 ガバナー 米田真理子
ローターアクトクラブ	2014年(平成26年)8月30日認証状伝達式 例会 堺フェニックスRCと同じくZOO例会

# 2-1 歴代理事役員

## (1)理事会構成

年 度	1996-1997	1997-1998	1998-1999	1999-2000	2000-2001	2001-2002
役員 会長	坂口 義郎	小野 晃範	上田 俊夫	神木 照雄	大塚 寛久	岡田 正一
役員 会長エレクト	小野 晃範	上田 俊夫	神木 照雄	大塚 寛久	岡田 正一	岡本 勝士
役員 副会長	仁田 俊雄	佐々木一頼	米田眞理子	仁田 俊雄	小西 三平	岩尾 徹
役員 幹事	大仲与志弘	大仲与志弘	佐々木 理	岡本 勝士	大仲 康博	米田眞理子
役員 SA	京谷 知明	小西 三平	大仲 康博	竹内 嘉英	渡邊 力夫	佐々木 理
役員 員計	佐々木一瀬	岡本 勝士	小西 三平	門林 宗男	片木 修	辻 良三
理事 職業奉仕	堀内 利文	中彌 好美	竹岡大三郎	桑木 由明	辻 良三	今野 華
理事 社会奉仕	樋口 弘三	神木 照雄	岡田 正一	南口 利美	佐々木 理	柴田 友義
理事 国際奉仕	上田 俊夫	米田眞理子	田中 眞琴	石田 得子	栗本 真理	栗本 真理
理事	中彌 好美	田幡 茂美	仁田 俊雄	樋口 弘三	中彌 好美	上田 俊夫

年 度	2002-2003	2003-2004	2004-2005	2005-2006	2006-2007	2007-2008	2008-2009
役員 会長	岡本 勝士	岩尾 徹	田中 眞琴	三村 文男	米田眞理子	京谷 知明	犬伏 幸代
役員 会長エレクト	岩尾 徹	田中 眞琴	三村 文男	米田眞理子	京谷 知明	犬伏 幸代	今野 華
役員 副会長	田中 眞琴	三村 文男	米田眞理子	京谷 知明	吉岡 宏明	今野 華	尾羽根伸幸
役員 幹事	石田 得子	石田 得子	吉川 美幸	田中 範子	大前 純男	尾羽根伸幸	楠 玲子
役員 SA	楠 玲子	吉岡 宏明	京谷 知明	今野 華	熊取 敬子	大前 純男	石田 得子
役員 員計	渡邊 力夫	仁田 俊雄	森島 憲治	小野 晃範	片木 修	上田 俊夫	周防 君子
理事 クラブ奉仕	小野 晃範	岡田 正一	仁田 俊雄	渡邊 力夫	今野 華	片木 修	吉川 美幸
理事 職業奉仕	三村 文男	栗本 真理	片木 修	中彌 好美	犬伏 幸代	三村 文男	熊取 敬子
理事 社会奉仕	田中 範子	渡邊 力夫	大前 純男	上田 俊夫	岡田 正一	小野 晃範	三村 文男
理事 国際奉仕	京谷 知明	上田 俊夫	吉岡 宏明	坂口 義郎	田中 眞琴	岡本 勝士	田中 眞琴

## 2-2 歴代理事役員

	2009-2010		2010-2011	2011-2012	2012-2013
役員 会 長	今 野 華	役員 会 長	片 木 修	吉 川 美 幸	石 田 得 子
役員 会長エレクト	片 木 修	役員 会長エレクト	吉 川 美 幸	石 田 得 子	中 井 昭 宏
役員 副 会 長	小 野 晃 範	役員 副 会 長	上 田 俊 夫	田 中 真 琴	米 田 眞 理 子
役員 幹 事	尾 羽 根 信 幸	役員 幹 事	京 谷 知 明	田 辺 弘 樹	中 井 崇 嗣
役員 S A A	岡 本 勝 士	役員 S A A	三 村 文 男	中 井 昭 宏	中 野 一 郎
役員 会 計	周 防 君 子	役員 会 計	酒 井 誠	田 中 範 子	片 木 修
理事 会員増強・維持	坂 口 義 郎	役員 直前会長	今 野 華	片 木 修	吉 川 美 幸
理事 クラブ広報	熊 取 敬 子	理事 会員増強・維持	熊 取 敬 子	河 野 強	内 藤 絵 梨 奈
理事 クラブ運営管理	楠 玲 子	理事 クラブ広報	田 中 範 子	上 田 俊 夫	小 野 晃 範
理事 奉仕プロジェクト	上 田 俊 夫	理事 クラブ運営管理	田 中 真 琴	犬 伏 幸 代	河 野 強
理事 ロータリー財団	吉 川 美 幸	理事 奉仕プロジェクト	中 野 一 郎	中 野 一 郎	岡 田 正 一
		理事 ロータリー財団	辻 野 美 智 子	酒 井 誠	松 田 香 純

	2013-2014	2014-2015	2015-2016
役員 会 長	中 井 昭 宏	中 井 崇 嗣	仲 峯 豊
役員 会長エレクト	中 井 崇 嗣	仲 峯 豊	松 田 香 純
役員 副 会 長	片 木 修	小 野 晃 範	米 田 眞 理 子
役員 幹 事	松 田 香 純	内 藤 絵 梨 奈	宮 前 美 穂 子
役員 S A A	松 本 美 和 子	上 田 俊 夫	カスムニアズ アドラフマン
役員 会 計	中 田 聡	中 田 聡	山 橋 康 浩
役員 直前会長	石 田 得 子	中 井 昭 宏	中 井 崇 嗣
理事 会員増強・維持	砂 原 孝 史	猿 田 慎 男	金 谷 昌 信
理事 クラブ広報	田 辺 弘 樹	米 田 眞 理 子	京 谷 知 明
理事 クラブ運営管理	岡 田 正 一	金 谷 昌 信	瓜 生 島 成 子
理事 奉仕プロジェクト	米 田 眞 理 子	京 谷 知 明	中 井 昭 宏
理事 ロータリー財団	小 野 晃 範	松 田 香 純	小 山 武 士



## 2-3 歴代理事役員

	2016-2017	2017-2018	2018-2019	2019-2020
役員 会長	仲峯 豊	仲峯 豊	鈴木順也	宮前美穂子
役員 会長エレクト	澤谷廣典	鈴木順也	宮前美穂子	カスムニアズ アドラフマン
役員 副会長	米田真理子	米田真理子	米田真理子	米田真理子
役員 幹事	宮前美穂子	カスムニアズ アドラフマン	曲 航平	李 受津
役員 S A A	カスムニアズ アドラフマン	宮前美穂子	壽 孝博	壽 孝博
役員 会計	山橋康浩	金谷昌信	檜垣貞子	檜垣貞子
役員 直前会長	仲峯 豊	仲峯 豊	仲峯 豊	鈴木順也
理事 会員増強・維持	金谷昌信	吉岡和秀	吉岡和秀	吉岡和秀
理事 クラブ広報	京谷知明	村上清司	村上清司	宮田哲児
理事 クラブ運営管理	瓜生島成子	山内春美	村井知子	中島 健
理事 奉仕プロジェクト	中井昭宏	乾 一嗣	京谷知明	中出博啓
理事 ロータリー財団	小山武士	中井昭宏	中井昭宏	山田真樹
理事 国際奉仕	松田香純	中出博啓	中出博啓	石田順裕
理事 社会奉仕	深山 顕	掛水義久	中出滋朗	京谷知明
理事 青少年奉仕	富田久子	小山武士	金谷昌信	合志由紀子
理事 米山記念奨学	李 受津	李 受津	カスムニアズ アドラフマン	カスムニアズ アドラフマン
理事 親睦・友好クラブ	掛水義久	京谷知明	石田順裕	村井知子

## 2-4 歴代理事役員 クラブリーダーシッププラン組織表

役 員	2020-2021	2021-2022	2022-2023	2023-2024
会 長	京 谷 知 明	金 谷 昌 信	可須夢 阿努羅芙 カスム アドラフマン	名 城 信 男
副 会 長	米 田 眞 理 子	米 田 眞 理 子	米 田 眞 理 子	米 田 眞 理 子
幹 事 副 幹 事	仲 峯 豊	村 井 知 子 石 田 順 裕	石 田 順 裕 山 田 眞 樹	山 田 眞 樹
会 計	カ ス ム	檜 垣 貞 子	村 井 知 子 副檜垣貞子	
直 前 会 長	宮 前 美 穂 子	京 谷 知 明	金 谷 昌 信	可須夢 阿努羅芙 カスム アドラフマン
会長エレクト	金 谷 昌 信	カ ス ム ニズ ア	名 城 信 男	
S A A 副S A A	村 井 知 子	壽 羽 衣 子 壽 孝 博	京 谷 知 明 壽 羽 衣 子	
理 事				
クラブ管理運営委員会	壽 孝 博	仲 峯 豊	仲 峯 豊 副中 島 健	
会員増強・維持委員会	宮 前 美 穂 子	中 井 昭 宏	中 井 昭 宏 副中 井 香 純	
クラブ広報委員会	瓜 生 島 成 子	壽 孝 博	高 山 勝 成 副合志由美子	
奉仕プロジェクト委員会	石 田 順 裕	中 島 健	壽 孝 博 副中 出 博 啓	
国際奉仕	名 城 信 男	名 城 信 男		
社会奉仕	中 出 博 啓	中 出 博 啓		
青少年奉仕	高 山 勝 成	高 山 勝 成		
ロータリー財団	吉 岡 和 秀	松 田 香 純	瓜 生 島 成 子 副豊澤 浩	
米山記念奨学	合 志 由 美 子	李 受 津		

# 3-1 歴代会長・幹事 と その他過去の記録

年 度	R.I.会長	テ ー マ 国際大会	ガバナー	会 長 幹 事	会 長 方 針	会 員 数
1996 -97	ルイス・ビンセント ジアイ (アルゼンチン)	築け未来を 行動力と先見の目で グラスコー(イギリス)	中村幸吉 富田林	坂口義郎 大仲与志弘		35
1997 -98	グレン W キンロス (オーストラリア)	ロータリーの心 -あなたの住 むところ、私たちの世界、そし て住むすべての人々に インディアナポリス(アメリカ)	堤 啓治 和歌山	小野晃範 大仲与志弘		35
1998 -99	ジェームス L レイシー (アメリカ)	ロータリーの夢を 追いつけよう シンガポール(シンガポール)	亀岡 弘 泉南	上田俊夫 佐々木 理		47
99- 2000	カルロ・ラビッツア (イタリア)	ロータリー2000 活動は堅実、信望、持続 ブエノスアイレス (アルゼンチン)	成川守彦 有田	神木照雄 岡本勝士		48
2000 -01	フランク J デブリン (メキシコ)	意識を喚起し 進んで行動を サンアントニオ(アメリカ)	水田博史 岸和田東	大塚寛久 大仲康博		36
2001 -02	リチャード D キング (アメリカ)	人類が私たちの仕事 バルセロナ(スペイン)	前田孝道 和歌山東南	岡田正一 米田真理子		40
2002 -03	ビチャイ ラタクル (タイ)	慈愛の種をまきましょう ブリスベン(オーストラリア)	小島 哲 泉大津	岡本勝士 石田得子		40
2003 -04	ジョナサン B マジイアベ (ナイジェリア)	手を貸そう 大阪(日本)	前窪貫志 和歌山南	岩尾 徹 石田得子		32
2004 -05	グレン E エステルSr (アメリカ)	ロータリーを祝おう 100年の歩み シカゴ(アメリカ)	中島治一郎 泉大津	田中真琴 吉川美幸		34
2005 -06	カール・U ステンハマー (スウェーデン)	超我の奉仕 コペンハーゲン(デンマーク)	平尾寧章 海南東	三村文男 田中範子		27
2006 -07	ウィリアム B ボイド (ニュージーランド)	率先しよう ソルトレイク(アメリカ)	三軒久義 河内長野東	米田真理子 大前純男	率先して何事も引き 受けよう 10周年を祝おう	27
2007 -08	ウィルフリッド J ウィルキンソン (カナダ)	ロータリーは分かちあいの心 ロサンゼルス(アメリカ)	平原祥彰 粉河	京谷知明 尾羽根伸幸		29
2008 -09	李 東建 (韓国)	夢をかたちに バーミンガム(イギリス)	勝野露観 和泉	犬伏幸代 楠 玲子		22

## 3-2 歴代会長・幹事 と その他過去の記録

年度	R.I.会長	テーマ 国際大会	ガバナー	会長 幹事	会長方針	会員 数
2009 -10	ジョン・ケニー (スコットランド)	ロータリーの未来は あなたの手に  モントリオール(カナダ)	村上有司  田辺	今野 華  尾羽根信幸	トップダウンでもボトムダウンでも ない水平型のリーダーシップ方式	25
2010 -11	レイ・ クリンギンスミス (アメリカ)	地域を育み、大陸をつなぐ  ニューオーリンズ(アメリカ)	米田真理子  堺フェニックス	片木 修  京谷知明	「内、平らかにして、外、成る。」 自らの足元を固めて、2640地区 のロータリアンのために	32
2011 -12	カルヤン・ パネルジー (インド)	こころの中を見つめよう 博愛を広げるために  バンコク(タイ)	大澤徳平  堺	吉川美幸  田辺弘樹	原点である家庭、 そして仕事の仲間、 ロータリークラブの仲間	29
2012 -13	田中作次 (日本)	奉仕を通じて平和を  リスボン(ポルトガル)	北中登一  大阪狭山	石田得子  中井崇嗣	ロータリースタンドアードを学び クラブの強化を図る	31
2013 -14	ロン・Dパートン (アメリカ)	ロータリーを実践し みんなに豊かな人生を  シドニー(オーストラリア)	久保治雄  ワールド大阪	中井昭宏  松田香純	ロータリーの多様性を理解し お互いに尊重する Respect to each other to understand the diversity of the Rotary	35
2014 -15	黄其光 Gary C.K. Huang (台湾・台北)	LIGHT UP ROTARY ロータリーに輝きを  サンパウロ(ブラジル)	辻 秀和  河内長野	中井崇嗣  内藤絵梨奈	全会員で協力し、ロータリー を輝かそう！ In cooperation with all members. Light up Rotary!	30
2015 -16	K.R. ラビンドラ ン (スリランカ・ COLOMBO)	世界へのプレゼントになろう Be a gift to the world  ソウル(韓国)	辻 秀和  河内長野	仲峯 豊  宮前美穂子	私達クラブ会員は地域への プレゼンター！ We are the Presenter for region	28
2016 -17	ジョン・ジャーム (米国チャタ ヌーガ)	人類に奉仕するロータリー Rotary Servinhumanity  アトランタ(アメリカ)	福井隆一郎  堺	仲峯 豊  宮前美穂子	心に刻める奉仕をしよう！ Serving to each into your mind!	38
2017 -18	イアン H.S. ライズリー (オーストラリア)	ロータリー:変化をもたらす Rotary:Making Diffrens  トロント(カナダ)	岡本 浩  和歌山城南	仲峯 豊  カスムニアズ	会員の一人一人の変化をもたら し「超我の奉仕」を胸に！ Members of making difference into “Service Above Self”	80
2018 -19	バリ・ラシン (バハマ)	インスピレーションになろう Be The Inspiration  ハンブルグ(ドイツ)	樫畑 直尚  和歌山	鈴木順也  曲 航平	いいこと、ずっと It will continue much the good thing	80
2019 -20	マーク・ダニエ ル・マローニー (アメリカ)	ロータリーは世界をつなぐ Rotary Connects The World ハワイホノルル(アメリカ)	中野 均  堺東	宮前美穂子  李 受津	心に刻める奉仕で 大陸をつなぐ Connect continents with inspiring service	44
2020 -21	ホルガー クナーク (ドイツ)	ロータリーは機会の扉を開く Rotary Opens  Opportunities 台北(台湾)	藤井秀香  岸和田東	京谷知明  仲峯 豊	ロータリアン一人一人の心の 扉を開こう！ Rotarians Opens My Heart	9
2021- 22	シェカール メータ (インド)	奉仕しよう みんなの人生を豊 かにするために Serve To Change Lives ヒューストン(アメリカ)	豊岡 敬  富田林	金谷昌信  村井知子	ロータリーから笑顔を届けよう Deliver smiles from Rotary	9 12

### 3-3 歴代会長・幹事 と その他過去の記録

年 度	R.I.会長	テ ー マ 国際大会	ガバナー	会 長 事 幹	会 長 方 針	会 員 数
2022 -23	ジェニファー ジョーンズ (カナダ)	イマジン・ロータリー IMAGINE・ROTARY オーストラリア(メルボルン) 2023/5/27-31	森本芳宜 和歌山北	可須夢 阿努羅美万 石田順裕	大いにロータリーを イメージしよう! Let's imagine a lot of Rotary	6
2023 -24						
2024 -25						

## 4 会員状況

(1) 会員数 創立当時 35名 チャーターメンバー  
 現在 6名 (創立会員 2名)

(2) 会員年齢

平均年齢 53.5歳

最少年齢 40歳

最長年齢 73歳

	男性	女性	
20歳～29歳	0	0	0 (0%)
30歳～39歳	0	0	0 (0%)
40歳～49歳	2	1	3 (50%)
50歳～59歳	1	0	1 (16.7%)
60歳～69歳	1	0	1 (16.7%)
70歳～79歳	0	1	1 (16.7%)
合計	4	2	6 (100%)

(3) 会員数分布

	入会	退会	計
1998 - 1999	3	2	48
1999 - 2000	0	12	36
2000 - 2001	4	0	40
2001 - 2002	7	7	40
2002 - 2003	0	8	32
2003 - 2004	2	0	34
2004 - 2005	1	8	27
2005 - 2006	1	1	27
2006 - 2007	2	0	29
2007 - 2008	3	10	22
2008 - 2009	3	0	25
2009 - 2010	7	0	32
2010 - 2011	5	8	29
2011 - 2012	2	6	25
2012 - 2013	8	2	31
2013 - 2014	5	6	30
2014 - 2015	4	6	28
2015 - 2016	20	12	36
2016 - 2017	102	22	80
2017 - 2018	0	66	14
2018 - 2019	0	6	14
2019 - 2020	36	6	44
2020 - 2021	0	35	9
2021 - 2022	0	0	9
2022 - 2023	0	3	6 14

## 5 ロータリー財団寄付（ポール・ハリス・フェロー）

ポール・ハリス・ソサイエティー創立メンバー	小野 晃範	中井 昭宏	米田真理子
メジャードナー2	米田真理子		
メジャードナー1	小野 晃範	中井 昭宏	松田 香純
マルチプル・ポール・ハリス・フェロー8	小野 晃範	中井 昭宏	米田真理子
マルチプル・ポール・ハリス・フェロー6	上田 俊夫		
マルチプル・ポール・ハリス・フェロー3	松田 香純	豊澤 浩	
マルチプル・ポール・ハリス・フェロー2	上好 まゆみ		
マルチプル・ポール・ハリス・フェロー1	京谷 知明	松本美和子	
ポール・ハリス・フェロー	仲峯 豊	山田 真樹	カスム
	金谷 昌信	小山 武士	村井 知子

## 6 ロータリー財団寄付（ベネファクター）

小野 晃範	Benefactor (1998)	上田 俊夫	Benefactor (1998)
豊澤 浩	Benefactor (1999)	中井 昭宏	Benefactor (2013)
米田 真理子	Benefactor (2006)		

## 7 ロータリー米山記念奨学会寄付

第60回米山功労者メジャードナー	米田真理子		
第8回米山功労者	小野 晃範		
第6回米山功労者	豊澤 浩		
第3回米山功労者	石田 得子	京谷 知明	
第2回米山功労者	上好まゆみ	中井 昭宏	
	松田 香純	松本美和子	
第1回米山功労者	片岡富美子		
準米山功労者	山田 真樹	内藤絵梨奈	

## 8 主なる業績受賞歴

### (1) R.I.クラブ表彰

#### R.I.会長賞

1996-1997	坂口 義郎	2005-2006	三村 文男
1997-1998	小野 晃範	2006-2007	米田真理子
1998-1999	上田 俊夫	2007-2008	京谷 知明
1999-2000	神木 照雄	2008-2009	犬伏 幸代
2000-2001	大塚 寛久	2009-2010	今野 華
2001-2002	岡田 正一	2010-2011	片木 修
2002-2003	岡本 勝士	2012-2013	石田 得子
2003-2004	岩尾 徹	2013-2014	中井 昭宏
2004-2005	田中 真琴	2015-2016	仲峯 豊

#### R.I.特別会長賞

2013-2014 中井 昭宏

### (2) 国際ロータリー 個人表彰並びに業績等

四大奉仕部門功労者賞	辻 良三 (2000-2001年)
職業奉仕リーダーシップ賞	中井 昭宏 (2012-2013年)
超我の奉仕賞	米田 真理子 (2012-2013年)
パートナー奉仕功労賞	上田 興子 (2012-2013年)
奉仕部門功労者賞	中井 昭宏 (2012-2013年)
奉仕部門功労者賞	松田 香純 (2013-2014年度)
新会員推薦者ブロンズレベル	米田 真理子 (2013-2014年)
新会員推薦者ブルーレベル	中井 昭宏 (2013-2014年)
新会員推薦者シルバーレベル	米田 真理子 (2014-2015年)
ソウル国際大会分科会座長	米田 真理子 (2015-2016年)
国際ロータリー財団専門家グループ	米田 真理子 (2016-2017年)
ハンブルク国際大会分科会座長	米田 真理子 (2018-2019年)
米山梅吉記念館功労賞	米田 真理子 (2019-2020年)
国際ロータリー・メンバーシップソサエティ創立メンバー	米田 真理子 (2020-2021年)



## 9 ローターアクトクラブ

### (1) 堺フェニックスローターアクトクラブ



2014年(平成26年) 8月30日 認証状伝達式 チャーターナイト

住所 : 〒590-0021 堺市堺区北三国ヶ丘町1-1-16 C-17

TEL : 072-227-4990 FAX : 072-227-4991

例会場 堺フェニックスロータークラブ 会議室

例会日 毎月第2・4 土曜日 18:00～

創立時地区ローターアクト委員会 委員長 中井昭宏

創立会長 上田 大夏 (国際ロータリー第2640地区2015-2016年度ローターアクト代表)

R.I.会長賞  
2014-2015 上田 大夏  
2015-2016 上田 大夏

### 地区からの表彰

世界ローターアクト週間表彰	2014-2015
ガバナー賞	
ローターアクト委員長賞	
ローターアクト代表賞 優秀賞	

### 地区からの個人表彰

地区奉仕賞	桑島 沙織 (2014-2015年度)
メイクアップ賞	原谷明子可 (2014-2015年度)



# Rotary

## Ⅱ 2022～2023年度 (令和4年度)



Rotary

2022-2023



イマジン  
ロータリー



Image & Inspiration & Service

大いにロータリーをイメージしよう!!



WELCOME TO ROTARY CLUB OF  
**SAKAI PHOENIX**

## 2022-2023年度 RI 会長紹介



### ジェニファー E. ジョーンズ

2021-22 年度会長エレクト  
Windsor-Roseland ロータリークラブ所属  
カナダ (オンタリオ州)

ウィンザーにある Media Street Productions Inc.の創業者兼社長。ウィンザー大学の理事長、ウィンザー・エセックス地域商工会議所の会頭を務めたほか、その奉仕活動が称えられ、YMCA Peace Medallion、Queen's Diamond Jubilee Medal を受勲し、カナダ人初のウェイン州立大学 Pecemaker of the Year Award を受賞しました。また、法学の博士号 (LL. D.) を有しています。

1997年にロータリーに入会し、RI副会長、理事、研修リーダー、委員会委員長、モデレーター、地区ガバナーを歴任しました。また、ロータリー強化諮問グループ委員長を務め、ロータリーのブランド活性化の取り組みでリーダー的役割を担いました。現在は、ポリオ根絶活動のために1億5000万ドルのファンドレイジングを目指す、「End Polio Now: 歴史をつくるカウントダウンキャンペーン委員会」の共同委員長を務めています。2020年には、新型コロナウイルス対応のためのファンドレイジングを目的とした「#ロータリーによる対応」(#Rotary Respondes)のテレソン (Telethon) を先導。このイベントは65,000人以上が視聴しました。

超私の奉仕賞、ロータリー財団功労表彰状を受賞しているほか、夫のニック・クラヤシッチさんと共に、アーチ・クランフ・ソサエティ、ポール・ハリス・ソサエティ、ロータリー財団遺贈友の会の会員となっています。

# イマジン・ロータリー Imagine・Rotary

## 2022-2023年度 RI 会長挨拶

2022-23 年度テーマ講演

RI 会長 ジェニファー E. ジョーンズ

2022 年 1 月 20 日

8 月 14 日、私はニックとともに、国際ロータリー世界本部と今後 2 年間の私たちの新居があるイリノイ州エバンストンに向かいました。告白しますが、やっと会長エレクト室に座れることが嬉しくて仕方がありませんでした。長年、私が尊敬のまなざしを向けてきたこの空間で仕事ができるのですから。自宅のダイニングテーブル以外の場所で仕事ができるのも嬉しいことでした。

最初の週、あるロータリアンから朝に個人的なメッセージが届きました。そこにはこう書かれていました。「私のことを覚えておられるでしょうか。ハンブルグでお会いした者です。私のクラブでお話しいただきました」無理を承知でお願いしたいことがある、とその方は続けました。そのクラブと関係のある奨学生で平和活動家である若い女性が、アフガニスタンのカブールにおり、今、危険にさらされている。自分にできることはないか。国外避難できるような飛行機に乗せてあげることはできないか。スマートフォンは没収され、彼女はプライベートなネットワークを使って電話の発信源がわからないようにしている、というのです。何千もの人がカブール空港を飛び立つ飛行機に必死に押し寄せる姿は、記憶に新しいと思います。

快適な新しいオフィスの大きなデスクに向かって座っていた私は、急に自分がちっぽけに感じました。自分は何者なのか？ 一体自分に何ができるだろうか？

数年前、次期国際ロータリー理事であるパット・メリーウェザーさんから、一人の平和フェローを紹介されました。そのフェローは、このような状況下で影響力を発揮できそうな立場にいました。今度は私が、無理を承知でお願いする番です。その人に連絡してみたところ、私たちの誰もがよく知る「ロータリーの不思議な力」(Rotary magic) が働きました。この話のヒーローは、このロータリー平和フェローです。実際に何がどうなったのかわかりませんが、24 時間も経たないうちに、この若い女性は避難者リストに加えられました。その二日後、彼女は無事にヨーロッパに向かっていくことを知りました。飛行機が飛び立ったときの彼女の気持ちを想像してみてください。これこそ、ロータリーの力です。強力な人脈ができることで、世界がつながり、それぞれの人のストーリーが結びつきます。互いの違いはなくなり、インパクトをもたらすうえでの唯一の限界は、想像力の欠如です。(中略)

50 年前、次のような美しい歌詞を含む曲がレコーディングされました：

君は僕を夢想家だというかもしれない でも僕一人ではないさ

この歌詞は、行動への呼びかけだと私はとらえます。私たちには皆、夢があります。しかし、そのために行動するかどうかを決めるのは私たちです。ロータリーのような団体がポリオの根絶や平和の実現といった大きな夢を抱くなら、それを実現させる責任は自分たちにあります。

想像してください、私たちがベストを尽くせる世界を。私たちは毎朝目覚めるとき、その世界に変化をもたらせると知っています。昨日のことをイマジン (想像) する人はいません。それは未来を描くことです。ポリオのない世界を想像してください。みんなが安全な水を使える世界を想像してください。疾病のない世界、すべての子どもが読むことのできる世界を想像してください。やさしさ、希望、愛、平和を想像してください。だからこそ、「イマジン ロータリー」がテーマとなります。

# 11 RI2640地区基本方針(2022-2023年度ガバナー)



氏名 森本 芳宣 (もりもと よしのぶ)  
クラブ 和歌山北ロータリークラブ  
生年月日 1953年6月8日

## 2022-2023年度 ガバナーの基本方針

「行動し、実践することにより、  
“ロータリーの輪”を広げよう」

“陰徳を積む”という言葉があります。人に褒められようとして善行を施すのではなく、誰にも知られずとも、世のため人のためになることを黙々と行ってこそ人格は磨かれる、という意味です。

ロータリーは、“善いことをしている”活動を多くの人々に知っていただき、その活動に賛同していただける仲間を増やし、世界中で善行しよう、というものです。

2640地区は私が入会した1998年頃は3,000人以上で、現在は1,600人余と大きく減少しています。

なぜこの地区が大きく減少したのか、私も目のあたりにしてきましたが、ロータリーに幻滅した人、またロータリーに情熱を持っておられた方の退会があったのも事実です。会員増強は簡単ではないでしょう。ロータリーは多様性を求めています。若い人、女性会員を増やそうとよく言われますが、70歳、80歳になっても元気な人が多々おられます。新会員の年齢幅も広くとる必要があるのではと思います。退会者の復帰も進めるべきだと思いますので、考えてみて下さい。

以前、学校法人の経理学校で学び、その後、講師を経て校長、そして理事長（後継者がなかったため）を20年余り勤め、そちらで専門職（資格者）の養成にも尽力しましたが、自分なりの目標は達成できたとは思っていません。最終的には、和歌山県内の子どもの人口減少に歯止めがかからないため、広く世界中から生徒を募集しようと外国人のための日本語学校を計画し、2年ほど中国を中心に生徒の募集に行きましたが、うまくいきませんでした。この経験を活かし、将来を担う若い世代の育成と、心に残る国際交流を考え、ロータリー財団の補助金も活用しながら、プロジェクトを推進してください。

ロータリーの大役を受けるにあたって、私の今までの様々な行動や実践を踏まえた上で、冒頭の言葉を書かせていただきました。これからはロータリーの奉仕活動を通して、ロータリーの輪を広げ、理解してもらえる会員を増やせるよう行動し、実践したいと考えています。

今まで仕事の関係上、私の中心は和歌山県を中心とした近畿圏内でしたが、私の顧客にも外国人社長の会社もありますので、昔にかかわった青少年教育の支援を今一度思い出し、青少年、日本人、外国人、幅広い奨学支援、留学支援等と、さらにこれからは視野を広げて尽力したいと思います。

# 12 クラブ活動方針

## 2022-2023 年度クラブ活動方針



堺フェニックス RC 会長 可須夢 阿努羅芙万  
(カスム・アドラフマン)

クラブスローガン

「大いにロータリーをイメージしよう！」

### 「活動テーマ」

「Imagination & Inspiration & Service」心に描く・ひらめく・奉仕活動

「ロータリーの基本は、奉仕です。ロータリーの奉仕活動を大いにイメージし、創造的にひらめきをもって活動をしていく」

### 「活動方針」

私達ロータリアンは常に奉仕にイメージをもって、人の為に、平和の為にクラブ奉仕活動が、どこまで進んでいるのかを考えなければなりません。

ジェニファーRI 会長は女性目線でロータリーを見極めておられると思います。

ますます複雑になっていく世界、もっとロータリアンの皆様は積極的にいろんなイメージを、浮かべて奉仕活動に汗を流さなくてはいけないと感じました。

「イマジン・ロータリー」素晴らしいテーマであると思います。

今年度は、コロナ禍の中で3年目を迎えます。

ロータリークラブもいろんな形に変化し、今までの旧態依然なロータリーではなく、もっと会員の為に変えてをいかなければならないと思います。もっと人と人とを結びつけるロータリーでなければなりません。そう言った意味で、もっと大衆に受け入れられるロータリークラブを目指したいと思います。

思想・イデオロギー・人種・宗教・職業・ジェンダー等に関係なく、誰でもがロータリーに興味をもち、共々に人の為・平和の為に奉仕や支援活動に汗を流せるロータリークラブを目指したいと思

# 13 理事会・委員会組織表（2022－2023年度）

## 2022－2023年度 役員構成

会長	可須夢 阿努羅芙万	
副会長	米田 眞理子	
直前会長	金谷 昌信	
会長エレクト	名城 信男	
幹事	石田 順裕	副幹事 山田 真樹
会計	村井 知子	檜垣 貞子
SAA	京谷 知明	副SAA 壽 羽衣子

理事会	委員長	副委員長
管理運営委員会	仲峯 豊	中島 健
広報・親睦委員会	高山 勝成	合志 由美子
会員増強委員会	中井 昭宏	中井 香純
奉仕プロジェクト委員会 (国際・社会・青少年全般)	壽 孝博	中出 博啓
財団・米山委員会	瓜生島 成子	豊澤 浩

# 14 年間計画表(2022-2023年度)

年間予定(奉仕活動は随時開催)

- 7月 新旧役員交代式
- 8月 夏季休暇  
青少年奉仕活動  
堺市長杯少年サッカーフェスタ支援活動
- 9月 社会奉仕活動  
堺区社会福祉法人 支援活動  
堺区エールDe・ネット 支援活動  
大阪府立堺支援学校 支援活動  
アドプトロード 長尾街道清掃活動
- 10月 秋季親睦活動  
社会奉仕活動  
アドプトロード 長尾街道清掃活動  
堺市交通安全キャンペーン  
堺市防災キャンペーン  
ガバナー公式訪問  
クラブ指名委員会(次次年度会長選出)
- 11月 国際奉仕活動  
財団グローバルマッチンググラウンド参加  
社会奉仕活動  
児童養護施設「若江学院」支援活動  
地区大会
- 12月 定期総会(次年度理事役員候補選出)  
特別養護老人ホーム「故郷の家」支援活動  
年末家族親睦会  
社会奉仕活動  
アドプトロード 長尾街道清掃活動
- 1月 新春例会
- 2月 社会奉仕活動  
アドプトロード 長尾街道清掃活動
- 3月 創立記念親睦活動
- 4月 社会奉仕活動  
アドプトロード 長尾街道清掃活動
- 5月 春季親睦活動
- 6月 最終例会  
国際ロータリー国際大会(オーストラリア・メルボルン)



# 15 委員会活動方針

## 1 管理運営委員会

委員長 仲峯 豊  
副委員長 中島 健

### 活動方針

- ・柔軟な思考と身軽な行動力で楽しく活発なクラブを目指したいと思います。

### 活動目標

- ・例会、奉仕活動、親睦会の充実
- ・例会参加者の増加と支援
- ・各行事計画での迅速な準備と行動
- ・海外との友好交流と奉仕事業の充実

### 活動年間計画

(P24) 年間計画表に準ずる

## 2 会員増強委員会

委員長 中井昭宏  
副委員長 中井香純

### 活動方針

例会、奉仕活動、親睦会を通じ、友人知人の参加で仲間を増やす。

### 活動目標

- ① 当クラブでは将来を見据えて若い力を増強していく。
- ② 入会者3年未満の会員のカウンセラー制度の充実（増強・維持）
- ③ 新会員の各種イベントへの参加を呼び掛ける

### 活動年間計画

(P24) 年間計画表に準ずる

### 3 広報・親睦委員会

委員長 高山勝成  
副委員長 合志由美子

#### 活動方針

親睦行事など、会員や友人知人との親睦を深め奉仕の心を高めていきます。  
各イベント、奉仕活動等を通じ、変化のあるロータリーを築き上げていく。

#### 活動目標

- ・例会、奉仕活動、親睦会等を通じ会員増強に協力いたします。
- ・海外のRCとの親睦交流を深めたい。
- ・地域貢献や支援などの機会を増やしていきます。
- ・広報会員（芸能・スポーツ）の活動の支援をしていく。
- ・ホームページの内容充実。ロータリーの友への投稿。
- ・クラブの実施報告、活動報告等いろいろな形で広報していく。

#### 活動年間計画

(P24) 年間計画表に準ずる

### 4 奉仕プロジェクト委員会

委員長 壽 孝博  
副委員長 中出博啓

#### 活動方針

世界に通じる奉仕活動の充実

例会・奉仕活動・親睦会を通じ会員同士の交流を図る。

創意工夫イメージをもって会員自身で奉仕活動を考えていく。

#### 予算計画

奉仕、親睦等支援金については、その都度、各会員より寄付金を徴収する。

#### 活動年間計画

(P24) 年間計画表に準ずる

国際奉仕、社会奉仕、青少年奉仕は当プロジェクト委員会でまとめる

## 5 ロータリー財団委員会 米山記念奨学委員会

委員長 瓜生島成子  
副委員長 豊澤 浩

### 財団活動方針

ロータリー財団は、皆さまからのご寄付を世界各地での奉仕活動に役立てています。世界に35,000あるクラブは、発展途上国にきれいな水をもたらし、平和活動に携わる人材を育成するなど、世界中で持続可能な影響をもたらしています。ポリオ撲滅活動においても、予防接種活動を通じて発症数を世界で99.9%減少させてきました。皆さまからのご寄付はこうした活動に大切に活用されています。

### 活動計画

- ・11月ロータリー財団月間に財団グローバル・マッチング・グラウンドに参加予定  
参加4か国9地区によるマッチンググラウンドで海外への奉仕事業を展開(予算3,000ドル)

### 米山活動方針

- ・公益社団法人による人ロータリー米山記念奨学会の活動を理解する

### 活動目標

- ・米山記念奨学会の情報を提供する。
- ・米山梅吉記念館への来館
- ・元米山記念奨学生との国際交流をしていく

### 活動計画

- ・元米山奨学生出身の親睦会の実施。

## 6 SAA・プログラム委員会

委員長 京谷知明  
副委員長 壽 羽衣子

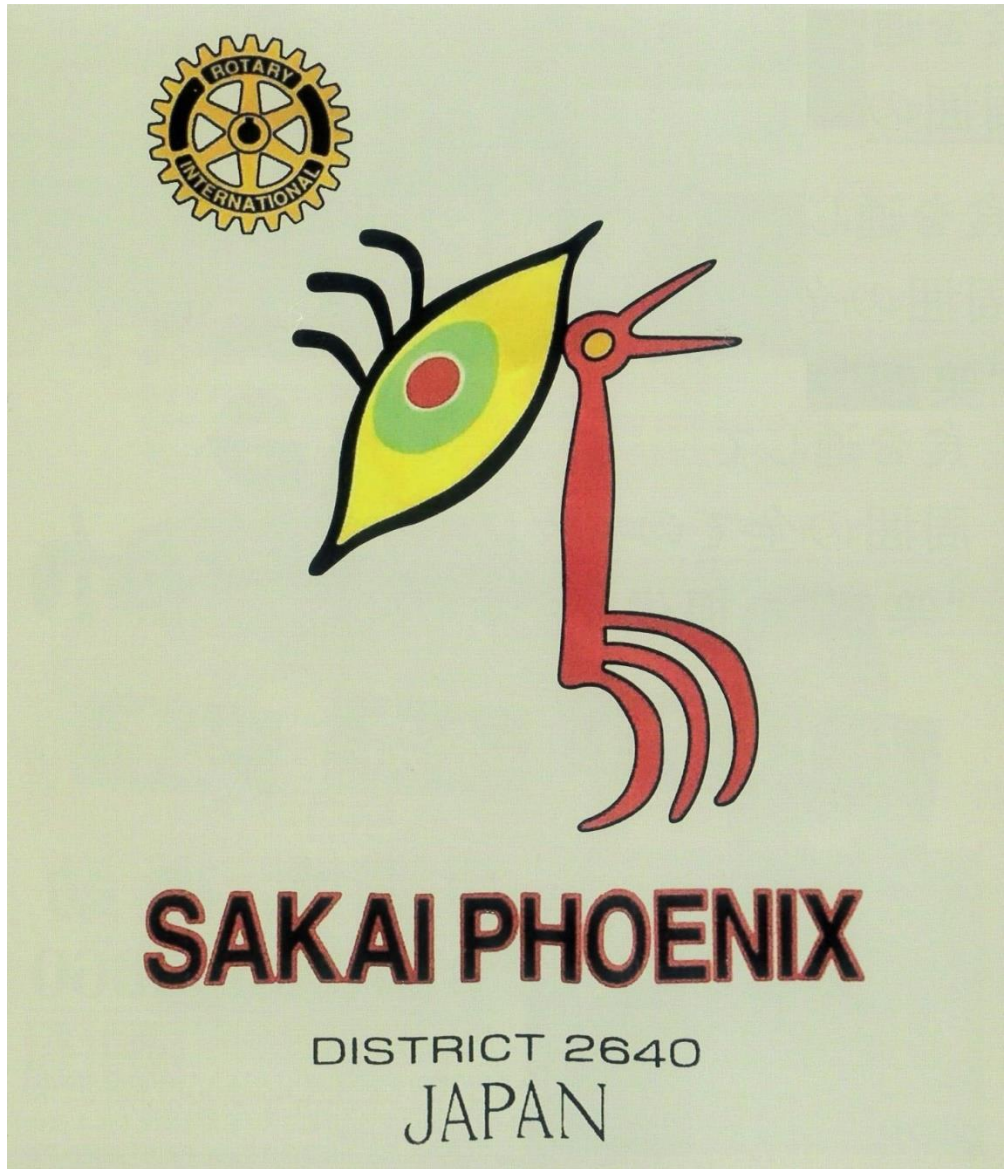
### 活動方針

- ・例会は和やかで楽しい雰囲気を作って行く。
- ・例会・奉仕活動・親睦活動の連絡・報告を速やかに、出欠も早めに確認する。
- ・会員から積極的に卓話をお願いする。
- ・例会中の私語は慎んでいただく。
- ・卓話者・お客様に対して敬意と誠意を持ってお迎えする
- ・タイムリーなプログラムを組み、充実した例会づくりを目指す。

### 活動年間計画

(P24) 年間計画表に準ずる

# III 活動実績



## 国際奉仕委員会より

国際ロータリー第2640地区パストガバナーがニューヨーク国連本部へ  
米田眞理子パストガバナーが国連「世界孤児の日」制定請願ニューヨーク大会での  
国連本部ジャパンソサエティにて、決議文を提出され、開催共同会長として今回壇  
上にて制定請願決議文を読み上げられました。



タイ王国バンコクにて堺フェニックスロータリークラブとルンピニロータリークラブと合同例会



## タイ王国バンコク ルンピニロータリークラブとの姉妹交流

国際ロータリー3350地区バンコク ルンピニロータリークラブ様9名が来日されて2日間姉妹交流を致しました。ルンピニRC様とは20年来からの姉妹提携し、毎年交流を深めてきました。今回はルンピニRC様が来日され、またバンコクでは有数な学校であるクリスチャンカレッジ附属中高校の生徒が40名来日され、2日間堺フェニックスロータリークラブがホスト役となって青少年友好交流をさせて頂きました。そして皆様と竹山堺市長に表敬訪問しました。

### 堺フェニックスロータリークラブとバンコクルンピニロータリークラブとの合同例会



### タイ王国バンコクルンピニロータリークラブが竹山修身堺市長と表敬訪問



## 米田眞理子パストガバナーハンブルグ国際大会にて分科会開催

ドイツハンブルグにおいてロータリー国際大会分科会が開催されました。

この度、RI国際大会実行委員会から任命された、分科会のモデレーターでRI2640Dパストガバナー米田眞理子氏が「パイロットクラブとしての役割を果たして クラブ会員激増並びに奉仕活動の成功例」をテーマに分科会を6月4日に開催いたしました。

所属クラブの堺フェニックスロータリークラブ 堺フェニックスローターアクトクラブ KUMATORI向日葵ロータリークラブのお手伝いに加えて世界的に有名な書家の吉川寿一（じゅいち）先生（福井フェニックスロータリークラブ所属）が今回の分科会のテーマを大文字の書で顕わしていただきました。

お蔭様で、A1-100の分科会会場500名定員に、入場のため長い行列が出来、あっという間に会場は満席になりました。緊張の一瞬です。分科会のテーマは英語で語りつくされ、その後の吉川氏の書のデモンストレーションにカメラを持った海外の方々が周囲を囲みました。

大好評のうちに半年にわたり準備万端整えた分科会は成功裏に終わりました。

この分科会は、国際大会の冊子に掲載されていますが、**[会員基盤の強化]**が目的であり、現在国際ロータリーが一番必要としている目標の一つであります。

国際大会で200ヶ国にも及ぶロータリアンの仲間と、出会い、語り、食事をしたことは参加者全員がロータリアンとしての一生の思い出になることでしょう。







# ロータリー財団グローバル・マッチング・グラウンドに参加

2019-2020年度より毎年 ロータリー財団グローバル・マッチング・グラウンド4か国（韓国・日本・アメリカ・台湾）5地区に参加致しました。

堺フェニックスロータリークラブ米田眞理子パストガバナーより今回のホストであるR I 3650地区ソウル南山ロータリークラブ文 惠煥パストガバナーに寄付金35万円（約3000ドル）を寄付いたしました。

ロータリー財団グローバル・マッチング・グラウンドに参加しての記念クリスタルトロフィー・記念楯を贈られました。

## 2019-2020年度



## 2020-2021年度



## 社会奉仕委員会より

### 地域に密着した社会奉仕活動

2016年度より毎年、堺市福祉会館にて堺フェニックスRCからの協賛金の贈呈と、堺区さかいボランティア連絡会並びにエールDEねっと（堺区障害者作業所等連絡会）からの弊クラブへの感謝状の授与式が開催されました。堺市社会福祉協議会の活動の一環に役立てます。

毎年開催される、堺区ボランティアまつりの協賛として活用され、例年堺フェニックスRCは寄付協賛金を提供し、当日は「百舌鳥・古市古墳群 世界文化遺産を大阪に」の啓蒙活動・「第7回9.5大阪880万人訓練」の啓蒙活動に寄与致しました。



### ロータリーデー「堺区ボランティアまつり in山之口」



## 社会福祉法人若福会「若江学院」の支援活動

東大阪の社会福祉法人若福会の若江学園に堺フェニックスRCの宮田哲児会員（シャンプーハット漫才師）石田順裕会員（元ボクシング世界チャンピオン）国際ロータリーPDG米田眞理子会員、山田真樹会員（歯科医師）と大阪なんばRCの乾 文武会員（歯科医師）が慰問に訪れ、宮田哲児会員（吉本興業所属漫才師）は吉本坂46のCDのプレゼントやサイン会また将棋好きの少年と将棋で楽しみ、文房具等のプレゼントで50名の子供たちと交流を深めました。日曜日という事で、子どもたちはのんびりした楽しいひとときの合間、歓声が上がっていました。2歳児から高校生まで、各々好きなことを楽しみながらの、充実した訪問でした。新しい建物と、優しくてもかつ厳しい指導者に囲まれて暖かい雰囲気の中で、充実した奉仕活動でした。



## 堺市飲酒撲滅キャンペーンに参加



## 堺交通安全キャンペーン「交通事故をなくす運動」に参加



# 国土交通省近畿地方整備局・堺市合同総合防災訓練に参加



コロナ感染防止 医療・介護施設にマスク・フェースガード寄贈



# 熊本県豪雨被害緊急支援物資寄贈 (人吉中央ロータリークラブ)



## 堺市中百舌鳥古墳群特別公開イベント協賛を支援

堺フェニックスロータリークラブは、創立25周年記念事業の一環として、このイベントに参加協賛し、ミネラルウォーター500本20ケースを寄付させていただきました。3月27日に参加された市民の皆さんに配布させていただきました。





## 堺市まち美化促進事業に美化活動者として認定されました

2021年6月より堺フェニックスロータリークラブは、堺市まち美化促進事業実施要綱に基づき美化活動者として、堺市長より認定証を授与いたしました。

認定場所は、市道三国ヶ丘御幸通り北三国ヶ丘1号線府道堺大和高田線 南海電鉄高野線堺東駅北東線路から方違神社までの区間を堺市の美化促進に支援協力していきます。

3か月に1回清掃活動に従事しています。参加者は20名から30名

美化区間の中間当たりの歩道植え込み帯の中に堺市より立て看板が施されました。





# 青少年奉仕委員会より

## 堺フェニックスロータリー杯 少年フットサル大会

フットメッセ天下茶屋フットサル会場にて8チームで堺フェニックスロータリー杯フットサル大会が開催されました。

猛暑の中、熱戦が繰り広げられ、第1回の栄えある優勝はクリアドールフットサルメンバーでした。終了後、米田眞理子バスターガバナーのお計らいで、バーベキューパーティが開かれました。



## 毎年の堺市長杯堺少年サッカーフェスタ開催に協賛

堺築港にある「J-グリーン堺」にて堺市長杯第32回堺少年サッカーフェスタが開催されました。予選リーグ戦3日、4日、決勝トーナメント5日に全国及び韓国から72チーム約1500名のサッカー少年が集まり、大熱戦が繰り広げられました。

堺フェニックスロータリークラブは今年度の青少年奉仕事業の目玉に置き、前年度6月から大会の実行委員の方と綿密な打ち合わせをしてまいりました。どのような支援をすればよいか、みんなが喜んでいただくか、クラブ理事会を開き検討してきました。そこで文武両道、出来るだけ多くの少年たちにとって勉学にも頑張っていたかどうかとシャープペンシルを800本寄贈することになりました。





## 児童福祉施設若福会支援事業

元ボクシング世界チャンピオンの石田順裕会員が社会奉仕活動の一環として9月2日の石田寝屋川ボクシングクラブ初興行で寝屋川市立市民会館でのボクシングの試合に児童福祉施設から20名の児童をご招待いただき、その費用は堺フェニックスロータリークラブよりチケット20枚を社会福祉法人若福会に授与していただきました。



## 近畿大学ボクシング部の皆さんの清掃活動の参加協力

2021年6月より堺フェニックスRCが実施している地域清掃活動に毎回参加いただいております。



## 17 堺フェニックスロータリークラブ定款

(2019年7月改訂版)

(2019年度R I 規定審議会における改定による)

第1条	定義
第2条	名称
第3条	クラブの目的
第4条	クラブ所在地に関する規定
第5条	目的
第6条	五大奉仕部門
第7条	会合
第8条	会員身分に関する規定の例外
第9条	会員身分
第10条	職業分類
第11条	出席
第12条	理事および役員、ならびに委員会
第13条	会費
第14条	会員身分の存続
第15条	地域社会、国家、および国際問題
第16条	ロータリーの雑誌
第17条	ロータリーの目的の受諾と定款・細則の遵守
第18条	仲裁および調停
第19条	細則
第20条	解釈の仕方
第21条	改正

## 第1条 定義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味を持つものとする。

1. 理事会： 本クラブの理事会
2. 細則： 本クラブの細則
3. 理事： 本クラブの理事会メンバー
4. 会員： 名誉会員以外の本クラブ会員
5. RI： 国際ロータリー
6. 衛星クラブ 潜在的クラブ。その会員は本クラブの会員でもある。

年度： 7月1日に始まる12カ月間

## 第2条 名称

本会の名称は、堺フェニックスロータリークラブとする。（国際ロータリー加盟会員）

(a) 本会の衛星クラブの名称は、大阪フェニックスロータリー（仮）衛星Eクラブとする。

（堺フェニックスロータリークラブの衛星クラブ）とする。

## 第3条 クラブ目的

本クラブの目的は、「ロータリーの目的」の達成を目指し、五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施し、会員増強を通じてロータリーの発展に寄与し、ロータリー財団を支援し、クラブレベルを超えたリーダーを育成することである。

## 第4条 クラブの所在地に関する規定

本クラブの所在地域は、堺市とその隣接地域及び全国。衛星Eクラブの所在地域は、本クラブ地域と全世界とする。またはクラブ理事会が決定する通りとする。1つ以上の他のクラブが存在する地域にもクラブを結成することができる。

## 第5条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。

具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること。
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること。
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること。
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

## 第6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実際的な規準である。

1. 奉仕の第一部門である**クラブ奉仕**は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である**職業奉仕**は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるためにクラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である**社会奉仕**は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。



4. 奉仕の第四部門である**国際奉仕**は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である**青少年奉仕**は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

## 第7条 会合

### 第1節 - 例会。

- (a) **日および時間**。本クラブは、毎月2回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。例会は、直接顔を合わせるか、またはこれらの方法では例会に出席できない会員の為に、大阪フェニックスロータリー（仮）衛星Eクラブに参加する方法を利用できる。参加型の活動を載せることによって例会を開くものとする。ウェブサイト上で開く場合、会合は、ウェブサイトに参加型の活動が掲載される日をもって開かれるとみなされるものとする。
- (b) **会合の変更**。正当な理由がある場合は、理事会は、例会を前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。
- (c) **取消**。例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、またはその週に一般に認められた祝日を含む国民の祝日が含まれる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。
- (d) **衛星Eクラブの例会**。細則により定められている場合、衛星Eクラブは、毎週1回、金曜日0時より翌週金曜日0時まで定期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第1節(b)と同様の方法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第1節(c)に列記されたいずれの理由によっても取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。

### 第2節 - 年次総会

- (a) 役員を選挙するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。
- (b) 衛星Eクラブは、衛星Eクラブの管理全般を担う役員を選挙するため、12月31日までに年次総会を開催するものとする。
- (c) クラブの収入と支出を含むクラブの年間予算と年次報告を公表することを規定する。

**第3節 - 理事会の会合**。理事会のすべての内容について書面による議事録が提供されるべきである。この議事録は当該会合後は、開示を求める会員には事務局にて開示しなければならない。（尚、理事役員は除く）

## 第8条 会員身分に関する規定の例外

本定款の第9条第1節と4～8節に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先するものとする。各クラブは、多様性を推進するような均衡の取れた会員構成を構築するよう努めるものとする。

## 第9条 会員身分

**第1節 一般資格条件。**本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、職業上および（または）地域社会でよい評判を受けており、地域社会および（または）世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

**第2節 種類。**本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の2種類とする。

**第3節 正会員。**RI定款第5条第2節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。

**第4節 衛星Eクラブの会員。**衛星Eクラブの会員はスポンサークラブの会員でもあり、これは衛星EクラブがロータリークラブとしてRIから加盟が認められるまで続く。

**第5節 二重会員。**同時に、本クラブと、本クラブの衛星Eクラブ以外の別のクラブにおいて、正会員になることはできない。いかなる人も本クラブにおいて、正会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。

**第6節 名誉会員。**

**(a) 名誉会員の資格条件。**ロータリーの理念を推進するために称賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの目的を支援したことでロータリーの友人であるとみなされた人を本クラブの名誉会員に選ぶことができる。かかる会員の身分の存続期間は、理事会によって決定されるものとする。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。

**(b) 権利および特典。**名誉会員は、会費の納入を免除されるが、投票権を持たず、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しないが、本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も認められないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利は認められている。

## 第10条 職業分類

**(a) 主な活動。**各会員は、その事業、専門職務、職業または社会奉仕の種類に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する会社、企業、団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか本人の主たる事業または専門職務を示すものか本人の社会奉仕活動の種類を示すものでなければならない。

**(b) 是正または修正。**理事会は、正当な理由がある場合、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告が与えられ、その会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

## 第11条 出席 [本条の規定への例外は第7条を参照のこと]

**第1節 一般規定。**各会員は本クラブの例会、あるいは細則により定められている場合は衛星Eクラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクトおよびその他の行事や活動に参加するべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも60パーセントに直接またはオンラインのつながりを使って出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、クラブのウェブサイトにて例会が掲載されてから1週間以内にその例会に参加するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

**(a) 欠席メイクアップに関する規定（例会の定例の時の同年度以内に）**

- (1) 他のロータリークラブ、他のロータリークラブの衛星クラブ、または仮クラブのいずれかの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。
- (2) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、ロータリー奉仕活動等に出席すること。

- (3) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、RI元ならびに現役員のためのロータリー研究会、RI元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または、RI理事会またはRI理事会を代行するRI会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RIの委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区研修・協議会、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリークラブの都市連合会に出席すること。
- (4) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。
- (5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。
- (6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。
- (7) クラブのウェブサイトを通じて、平均30分の参加が義務づけられた相互参加型の活動に参加すること。
- (8) 会員が海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で他クラブあるいは衛星クラブの例会に出席するならば、会員の海外旅行中欠席した例会のメイクアップとして有効とみなされる。

**(b) 例会時において。**

- (1) 本節 (a) 項の (3) に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。
- (2) RIの役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの職務に携わっている場合。
- (3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (4) RIに雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (5) メイクアップすることができないような僻遠の地で、地区、R I、またはロータリー財団の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。
- (6) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

**第2節 — 転勤による長期の欠席。** 会員が転勤先で長期にわたって実際に業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意があれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

**第3節 — 出席規定の免除。** 次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は、最長12カ月間までとする。ただし、健康上の理由あるいは子どもの誕生、養子縁組、または里親となることにより12カ月間を超えて欠席となる場合は、理事会が改めて、当初の12カ月の後に、さらに一定期間の欠席を認めることができる。
- (b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、一つまたは複数のクラブで少なくとも20年の会員歴があり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもってクラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。
- (c) 理事会の承認する条件と事情による休会の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の休会を認める権限を持つ。(休会の条件等は細則第12条に記載)

**第4節 — RI役員欠席。** 会員が現役のRI役員または現役のRI役員の配偶者／パートナーである場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

**第5節 — 出席の記録。** 本条第3節 (a) の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第3節 (b) または第4節の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

**第5節 — 出席の記録。**本条第3節 (a) の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第3節 (b) または第4節の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

## **第12条 理事および役員および委員会**

**第1節 — 管理主体。**本クラブの管理主体は細則の定めるところによって構成される理事会とする。

**第2節 — 権限。**理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持つものとし、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

**第3節 — 理事会による最終決定。**クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら会員身分の終結の決定に関しては、会員は第15条第6節の規定に従ってクラブに提訴するか調停または仲裁に訴えることができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、当該提訴の予告が、幹事により、各会員に対して与えられていなければならない。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となる。

**第4節 — 役員。**クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名または数名の副会長を役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーとすることができる。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

### **第5節 — 役員選挙。**

(a) 会長を除く役員任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が然るべく選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。

(b) 会長の任期。会長は、細則の定めるところに従って、就任する日の直前18カ月以上2年以内に選挙されるものとし、選挙された時点から会長ノミニーを務めるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトの役職名が与えられるものとする。会長は、7月1日に就任し、1年間、または後任者が然るべく選挙されて適格となるまで、その職務に当たるものとする。

(c) 資格要件。各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。クラブ会長の候補者は、指名に先立つ少なくとも1年間、本クラブの会員であるものとする。ただし、1年未満であっても、当該会員の奉仕がこの要件の趣旨を満たしていると地区ガバナーが判断した場合は例外となる。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび地区研修・協議会に出席しない場合、あるいは、免除されても指定の代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任できないものとする。このようなことが起こった場合、会長エレクト研修セミナーおよび地区研修・協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が正式の手続きによって選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

**第6節 — 本クラブの衛星Eクラブの組織運営。**衛星Eクラブは、本クラブと同じ、またはその周辺地域に所在するものとする。

衛星Eクラブの監督。本クラブは、理事会が適切とみなす一般的な監督と支援を、衛星Eクラブに、提供するものとする。

- (a) 衛星Eクラブの監督。本クラブは、理事会が適切とみなす一般的な監督と支援を、衛星Eクラブに、提供するものとする。
- (b) 衛星Eクラブの理事会。衛星クラブの日々の運営のため、衛星クラブ独自の理事会を毎年選出するものとする。この理事会は会員から選ばれ、細則の定めるところに従って、衛星Eクラブの役員および4～6名のその他の会員により構成される。衛星クラブの最高役員は議長(chair)であり、その他の役員は、直前議長、議長エレクト、幹事、会計である。衛星Eクラブ理事会は本クラブの指導の下、ロータリーの規定、要件、方針、目標、目的に従って、衛星Eクラブの日々の運営とクラブ活動の管理を担う。本クラブ内または本クラブに対して、いかなる権限も持たない。
- (c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書には、財務諸表と検査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。また、本クラブからの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

**第7節- 委員会。**本クラブは次の委員会を有すべきである。

- ・ クラブ管理運営
- ・ 会員増強
- ・ 公共イメージ
- ・ ロータリー財団
- ・ 奉仕プロジェクト

必要に応じて追加の委員会を任命できる。

### 第13条 会費

すべての会員は、細則の定める年会費を納入するものとする。(但し、標準ロータリークラブ定款第11条に基づき、入会金は免除とする。)

### 第14条 会員身分の存続

**第1節 — 期間。**会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

#### 第2節 — 自動的終結。

- (a) **会員の資格条件。**会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。ただし、
- (1) 理事会は、会員が本クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外に移転する場合、新しい地域社会にあるロータリークラブを訪問して知り合いになってもらうために1年以内の期間に限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。ただし、この場合、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。
- (2) 理事会は、本クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外に移転する会員の会員身分を保持できる。ただし、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。
- (b) **再入会。**会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、終結時におけるその会員の身分が瑕疵なきものであれば、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。
- (c) **名誉会員の会員身分の終結。**名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分の期間をさらに延長することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

### 第3節 — 終結 — 会費不払。

- (a) 手続。所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従って当該会員の会員身分を終結して差し支えない。
- (b) 復帰。理事会は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が本定款の第11条第2節に適用していない場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

### 第4節 — 終結 — 欠席。〔本節の規定への例外は第7条を参照のこと〕

- (a) 出席率。会員は、
- (1) 年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会または衛星クラブ例会の出席率が少なくとも50パーセントに達しているか、クラブのプロジェクトおよびその他の行事や活動に少なくとも12時間参加していなければならない。または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。
  - (2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席、またはクラブのプロジェクトおよびその他の行事や活動に参加しなければならない（RI理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする）。会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することができる。
- (b) 連続欠席。会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第12条第3節もしくは第4節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

### 第5節 — 他の原因による終結。

- (a) 正当な根拠。理事会は、いずれの会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の3分の2を下回らない賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第10条の第1節、「四つのテスト」、およびロータリークラブ会員として持つべき高い倫理基準とする。
- (b) 通知。本節 (a) 項の下に会員身分を終結する前に、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。
- (c) 職業分類の充填。本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結した場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲裁人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員の持っていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。ただし、たとえ終結に関する理事会の決定が覆されても、新会員の入会によって同一職業分類に属する会員の制限を超えない場合はこの限りではない。

## 第6節 — 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利。

- (a) **通知。** 幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結または保留させる決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。その会員は通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、調停を要請するか、もしくは第19条に定める仲裁に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。
- (b) **提訴に対する聴聞の期限。** 提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべきクラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられなければならない。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。
- (c) **調停もしくは仲裁。** 調停もしくは仲裁に使用される手続は第19条に規定された通りである。
- (d) **提訴。** もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできない。
- (e) **仲裁人または裁定人の決定。** もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。
- (f) **調停の失敗。** 調停を要求したが、調停が失敗した場合、本節 (a) 項の規定に従い、会員はクラブに提訴するか仲裁に訴えることができる。

**第7節 — 理事会による最終決定。** もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。

**第8節 — 退会。** いかなる会員も、本クラブからの退会の申出は書面をもって行い（会長または幹事宛）、理事会によって受理されなければならない。ただし、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

**第9節 — 資産関与権の喪失。** いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、すべて、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員がなんらかの権利を得ていた場合、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

**第10節 — 一時保留。** 本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発があった場合、および、
- (b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、
- (c) 当該会員がその結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が取られるまでは、当該会員の会員身分に関していかなる措置も取らないことが望ましいとされる場合、および、
- (d) クラブの最善の利益のために、当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やその他の本クラブの活動への出席や、本クラブのいかなる役職や任務からも除外されるべきである場合、

理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間（ただし90日間以内）と追加条件に従い、前述の通り会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、第15条第6節に定められる通り、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席義務を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間が過ぎる前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

## 第15条 地域社会、国家、および国際問題

**第1節 — 適切な主題。** 地域社会、国家および世界の一般福祉にかかわる公共問題の功罪は、本クラブの会員にとって関心事であり、会員の啓発となり各自が自己の意見を形成する上で、クラブ会合における公正かつ理解を深める研究および討議の対象として適切な主題というべきである。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

**第2節 — 支持の禁止。** 本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

### 第3節 — 政治的主題の禁止。

(a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、討議ないし見解を採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して行動を起こしてはならない。

(b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配布してはならない。

**第4節 — ロータリーの発祥を記念して。** ロータリーの創立記念日（2月23日）の週は、世界理解と平和週間と呼称する。この1週間は、本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

## 第16条 ロータリーの雑誌

**第1節 — 購読義務。** RI細則に従って、本クラブがRI理事会によって、本条規定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限りRIの機関雑誌またはRI理事会から本クラブに対して承認ならびに指定されているロータリー地域雑誌を購読しなければならない。同じ住所に住む2人のロータリアンには、機関雑誌または理事会が承認し、そのクラブに指定したロータリー雑誌を合同で購読する選択肢がある。購読は、本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払い日に支払われるものとする。

**第2節 — 購読料。** 購読料は、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、RIの事務局またはRI理事会の指定によって購読することとなった地域雑誌の発行所に送金しなければならない。

## 第17条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守

会員は、会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を順守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

## 第18条 仲裁および調停

**第1節 — 意見の相反。** 理事会の決定に関すること以外で、現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間に意見の食い違いが起こり、このような場合のために規定されている手続によってはどうしても解決できない場合、その問題は、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停によって裁定を行うか仲裁によって解決を図るものとする。

**第2節 — 調停または仲裁の期限。** 調停または仲裁の場合、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の要請を受理してから21日以内に行われるよう、調停または仲裁の日取りを決定しなければならない。

**第3節 — 調停。** このような調停の手続きは、国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって認められたものであるか、または代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたものであるか、またはRI理事会もしくはロータリー財団管理委員会が定めた指針文書によって勧められるものとする。調停人にはロータリークラブの会員のみを指定することができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有するロータリークラブの会員を任命するよう地区ガバナーもしくはガバナーの代理人に要請することができる。



- (a) 調停の結果。調停によって当事者同士が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者ならびに調停人がその記録をそれぞれ保管するものとする。さらに、理事会にも記録を1部提出し、幹事がそれを保管するものとする。クラブへの報告のために、当事者が承諾できる結果の要約文を作成するものとする。当事者の一方が調停内容を十分に履行しなかった場合、もう一方は会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。
- (b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲裁に訴えることができる。

**第4節 一 仲裁。** 仲裁が要求された場合、両当事者はそれぞれ1名の仲裁人を指定し、両仲裁人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲裁人にはロータリークラブの会員のみを指定することができる。

**第5節 一 仲裁人または裁定人の決定。** もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。

## 第19条 細則

本クラブは、RIの定款・細則、RIによって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定められているところに従って随時改正することができる。

## 第20条 解釈の仕方

「郵便」、「郵送」、および「郵便投票」という用語には、経費を節約し応答を頻繁にするために、電子メール（Eメール）およびインターネットテクノロジーの活用が含まれるものとする。

## 第21条 改正

**第1節 一 改正の方法。** 本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。その方式については、RI細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

**第2節 一 第2条と第4条の改正。** 定款の第2条（名称）および第4条（クラブの所在地域）は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、出席している全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。ただし、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員およびガバナーに郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、RI理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があって初めてその改正は効力を発するものとする。ガバナーは、提出された改正案に関してRI理事会に意見を提供することができる。

第1条	定義
第2条	理事会
第3条	理事および役員選挙
第4条	役員職務
第5条	会合
第6条	会費
第7条	採決の方法
第8条	奉仕部門
第9条	委員会
第10条	委員会の職務
第11条	出席義務規定の免状
第12条	休会（定款第11条第3節のC項による）
第13条	財務
第14条	会員選挙の方法
第15条	決議
第16条	議事の順序
第17条	改正

## 第1条 定義

1. 理事会： 本クラブの理事会
2. 理事： 本クラブの理事会メンバー
3. 会員： 名誉会員以外の本クラブ会員
4. 定足数： 本クラブ会員総数の3分の1 理事会の過半数
5. RI： 国際ロータリー
6. 年度： 7月1日に始まる12カ月間

注：本細則は推奨にすぎない。クラブ細則は、クラブの慣習と手続きを盛り込み、標準ロータリークラブ定款を補足するものとして使用すべきである。RI定款、RI細則、標準ロータリークラブ定款、ロータリー章典と矛盾しない限り、クラブの現在の慣行を反映させてクラブ細則を変更できる。クラブはまた、投票の定足数をどのように定義するかを決定できる。クラブが含めなければならない、義務づけられた条項については、以下に特記されている。

本推奨ロータリークラブ細則では、「奉仕部門」と「出席義務規定の免除」が削除されている（両項目は標準ロータリークラブ定款に記載されている）。また、クラブにさらなる柔軟性を与えるため、「議事の順序」も削除されている。例会議事については、クラブリーダー用の要覧と手引きを参照のこと。質問がある場合は、地区ガバナーに問い合わせること。

## 第2条 理事会

本クラブの管理主体は、本クラブの会員17名から成る理事会とする。理事会は少なくとも会長、直前会長、会長エレクト（または、後任者が選挙されていない場合は会長ノミニー）、副会長、幹事、会計、および会場監督で構成される。また上記役員は、クラブ理事会のメンバーとなることが義務づけられている。理事会の裁量により、本細則第3条第1節に基づいて選挙された10名の理事を加えることができる。

## 第3条 理事および役員選挙

**第1節** 役員を選挙すべき会合の1カ月前の例会において、その議長たる役員は、会員に対して、会長（次々年度）、副会長、幹事、会計、会場監督および10名の理事を指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところに従って、指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。指名委員会を利用することを決定した場合、かかる委員会をクラブの定めるところに従って設置しなければならない。適法に行われた指名は役職ごとにアルファベット順に投票用紙に記載され、年次総会において投票に付せられるものとする。投票の過半数を獲得した会長、副会長、幹事、および会計がそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言されるものとする。投票の過半数を得た10名の理事候補が理事に当選したものと宣言されるものとする。前記の投票によって選挙された会長候補は、会長ノミニーとなるものとする。会長ノミニーは、その選挙後の次の7月1日に会長エレクトに就任するものとし、年度を通じて役員を務めるものとする。会長エレクトは、その年度の直後の7月1日に、会長に就任するものとする。

**第2節** 役員と理事が理事会を構成するものとする。選挙によって決定した次年度理事会は、1週間以内に会合をしてクラブ会員から会場監督を務める者を選任しなければならない。各役職において、過半数の票を獲得した候補者が当選したものと宣言される。

**第3節** 理事会またはその他の役職に欠員が生じた場合は、残りの理事の決定によって補充するものとする。

**第4節** 役員エレクトまたは理事エレクトが空席となった場合は、残りの理事エレクトの決定によって補充するものとする。

注：本細則は単に推奨されるにすぎない。従って、ロータリークラブは、標準ロータリー・クラブ定款、RI定款、RI細則、およびロータリー章典と矛盾しない限り、クラブ自身の事情に応じて変更することができる。疑問のある場合は、その変更案をRI事務総長に提出してRI理事会の審議を乞わなければならない。

## 第4条 役員の仕事

**第1節 会長** 本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する仕事を行うことをもって、会長の仕事とする。

**第2節 直前会長** 理事会のメンバーとしての仕事、および会長か理事会によって定められるそのほかの仕事を行うことをもって、直前会長の仕事とする。

**第3節 会長エレクト** 理事会のメンバーとしての仕事、および会長か理事会によって定められるそのほかの仕事を行うことをもって、会長エレクトの仕事とする。

**第4節 副会長** 会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、そのほか通常その職に付随する仕事を行うことをもって、副会長の仕事とする。

**第5節 幹事** 会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を送信し、これらの会合の議事録を作ってこれを保管し、全会員の人頭分担金および半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員の比例人頭分担金を記載した毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、会員変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、RI公式雑誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する仕事を行うことをもって、幹事の仕事とする。

**第6節 会計** すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する仕事を行うことをもって、会計の仕事とする。その職を去るに当たっては、会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

**第7節 会場監督** 通常その職に付随する仕事、およびその他会長か理事会によって定められる仕事を行うことをもって、会場監督の仕事とする。

**第8節 理事メンバー** 本定款第9条に基づき指定されたその他の仕事をつとめなければならない。

## 第5条 会合

**第1節 年次総会** 本クラブの年次総会は毎年12月第一例会に開催されるものとする。そして、この年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

(注：標準ロータリー・クラブ定款第6条第2節は、「役員を選挙するための年次総会は、(中略)毎年12月31日までに開催されなければならない」と規定している。)

**第2節 例会** 本クラブの例会は、毎月第一土曜日18時30分に開催するものとする。

第2例会は毎月第三土曜日18時30分に開催する。または衛星Eクラブ等に参加するものとする。

(標準ロータリークラブ定款第6条例会と出席に関する規定の例外及び本定款第7条によるものとする)

また、各種親睦会、各種奉仕活動、各種研修会、各種地区会合等の参加は例会出席とみなす。

例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、すべてクラブの会員全員に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリークラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリークラブ定款第7条及び第10条の規定によらなければならない。

**第3節 定足数** 会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。また理事の過半数をもって理事会の定足数とする。

**第4節 臨時理事会** 定例理事会は毎月で開催されるものとする。臨時理事会は、会長がその必要ありと認めたとき、または2名の理事から要求があるとき、会長によって招集されるものとする。ただし、その場合、然るべき予告が行われなければならない。

## 第6条 会費

会費は毎年6月理事会で決定し、決められた会費等は年2回7月1日および1月1日に納入すべきものとする。また人頭分担金とRI公式雑誌購読料等必要経費は別途加算される。（但し、本定款第14条に基づき入会金は免除とする。）

## 第7条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の決議案を、口頭ではなく投票により処理することを決定することができる。

（注：口頭による採決とはクラブの投票が発声方式での同意によって行われた場合と定義する）

## 第8条 奉仕部門

奉仕部門は、本ロータリークラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕である。本クラブは、奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

## 第9条 委員会

クラブの委員会は、クラブの年次目標および長期目標を実行する責務を担う。会長エレクト、会長、直前会長は、指導の継続性と計画の一貫性を図るよう協力すべきである。継続性を保持するため、可能であれば、委員会委員が同じ委員会を3年間務めるよう任命すべきである。会長エレクトは、任期が始まる前に、委員会の空席を補填するために委員を任命し、委員会委員長を任命し、企画会議を設ける責務がある。委員長は、同委員会の委員としての経験を有していることが推奨される。常任委員会は次の通り任命されるべきものとする。

- ・ **管理運営委員会** この委員会は、クラブの効果的な運営に関連する活動を実施するものである。
- ・ **親睦（友好クラブ）委員会** この委員会は、会員同士また他地区、海外の友好ロータリークラブとの親睦を図ることにある。
- ・ **会員増強・維持委員会** この委員会は、会員の勧誘と維持に関する包括的な計画を立て、実施するものである。
- ・ **クラブ広報・IT委員会委員会** この委員会は、一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を広報する計画を立て、この計画を実施するものである。（ホームページ掲載・ネット例会掲載・ロータリーの友投稿等）
- ・ **奉仕プロジェクト委員会** この委員会は、地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的、および職業関係のプロジェクトを立案し、実施するものである。
- ・ **国際奉仕委員会** 奉仕プロジェクト委員会に準ずる。
- ・ **社会奉仕委員会** 奉仕プロジェクト委員会に準ずる。
- ・ **青少年奉仕委員会** 奉仕プロジェクト委員会に準ずる。
- ・ **ロータリー財団** この委員会は、寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する計画を立て、実施するものである。
- ・ **米山記念奨学委員会** この委員会は、寄付とプログラムへの参加を通じて米山記念奨学会を支援し、外国人留学生をロータリー運動の良き理解者となる人材を育成する為の、平和と国際理解の推進に寄与するものである。

その他、必要に応じて特別（アドホック）委員会を設けることができる。

- (a) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。
- (b) 各委員会は、本細則によって付託された職務および会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動を起こしてはならない。
- (c) それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整する任務を持ち、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

(注：上記の委員会構成は、地区リーダーシップ・プランおよびクラブ・リーダーシップ・プランに沿ったものである。クラブはその奉仕と親睦のニーズを満たすために必要な委員会を設置する裁量権を持つ。そのような任意の委員会の見本一覧は、「クラブ委員会の手引き」に記載されている。クラブは必要に応じて、独自の委員会構成を立案することができる。)

## 第10条 委員会の任務

会長は、自らの就任年度の各委員会の任務を定め、見直すものとする。その年度計画を立て、各委員会の任務を発表するにあたって、会長は、適切なRI資料を参照し、奉仕部門を考慮に入れることとする。

各委員会は、毎年度の初めに設定された具体的な担当職務、明確な目標、行動計画の下に、年度中その実施に当たるものとする。会長エレクトは、上述の通り、ロータリー年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、担当職務、目標、計画を理事会に提示するべく準備するために、必要な指導を行うという主要な責務がある。

## 第11条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、12カ月間を超えない限りにおいて、本クラブの例会出席を免除される。

注：このような出席義務規定の免除は、会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし、本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。(ただし、本定款第12条第3, 4, 5節の規定に基づいて認められた欠席は、本クラブの出席記録に算入されない。)

## 第12条 休会の規定 (定款第11条第3節のC項による)

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、12カ月間を超えない限りにおいて、本クラブの例会出席を免除される。但し会費以外の人頭分担金とRI公式雑誌購読料等必要経費は納入しなければならない。

## 第13条 財務

**第1節** 各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、これらの費目に対する支出の限度となるものとする。ただし、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。

**第2節** 会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行又は郵便局に預金しなければならない。

**第3節** すべての勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われるものとする。ただしこれは他の2名の役員または理事が承認した場合のみとする。

**第4節** すべての資金業務処理は、毎年1回有資格者によって全面的な検査が行われるものとする。

**第5節** 資金を預かりあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

**第6節** 本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。人頭分担金とRI公式雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

## 第14条 会員選挙の方法

第1節 本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別段の規定のある場合を除き、漏らしてはならない。

第2節 理事会は、その被推薦者が本定款第9条会員身分及び第10条職業分類の条件を満たしていることを確認するものとする。

第3節 理事会は、推薦書の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事通じて、推薦者に通告しなければならない。

第4節 理事会が決定を承認した場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員推薦書式に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節 被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は名誉会員でないのであれば、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は被推薦者は、名誉会員でないのであれば、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節 このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、当該会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長もしくは幹事が新会員に関する情報をRIに報告し、会長が、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助する会員を1名指名し、同新会員をクラブ・プロジェクトまたは役目に配属する。

第7節 クラブは、標準ロータリー・クラブ定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

## 第15条 決議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案も審議してはならない。かかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

## 第16条 議事の順序

- 開会宣言
- 会長挨拶
- 来訪者の紹介
- 告示事項、およびロータリー情報
- 委員会報告（ある場合）
- 審議未終了議
- スピーチその他のプログラム
- 閉会

## 第17条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。ただし、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されていなければならない。標準ロータリークラブ定款およびRIの定款、細則と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

# 19 お見舞い・慶弔に関する規定

標題についての規定を下記のように定める

## 1. お見舞い

	事 由	摘 要
本クラブ会員	入院療養又は長期に亘る 自宅療養（長期とは会長、幹事 の判断による）	お見舞い品（約 10,000 円程度） RC 代表者若しくは知人の会員

## 2. 死 亡

概 要 該当者	香 典	楡	花	弔 電	弔 問				通知連絡	
					密 葬		本 葬		クラブ代表者	全会員
					クラブ代表者	全会員	クラブ代表者	全会員		
クラブ会員	50,000 円	◎	◎	◎	◎			◎	◎	
会員の配偶者	30,000 円	◎	◎	◎	◎			◎	◎	
会員の両親、同居子 女及び会員配偶者 の同居両親	10,000 円	◎	◎	◎	◎			◎	◎	
ガバナー バスターガバナー 堺市内 RC の 会長・幹事		◎		◎			◎		◎	
堺市内 RC の会員 及び会員配偶者				◎				◎		

## 3. 結婚の場合のお祝い金（いずれの場合も会長名で祝電を送る）

クラブ会員	50,000 円
会員子息・息女	10,000 円

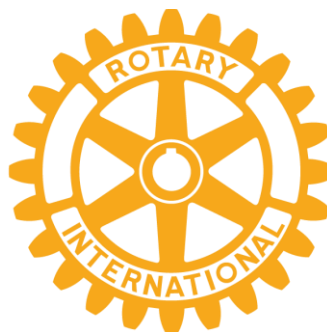
### 〈付 記〉

1. クラブ代表者とは会長、副会長、幹事とする。
2. 弔電は、差出人を会長とする。
3. 楡、供花は時価とする。
4. 楡、供花を辞退される場合は、その意向を尊重する。
5. お通夜は密葬に準ずる。
6. お返しは一切行わない。
7. 会員配偶者の別居両親については弔電を送る。
8. その他の場合はその都度会長、副会長、幹事が相談して決定する。
9. この規定の細目変更についてはクラブ総則に準ずる。
10. この規定は 平成 9 年 4 月 3 日 実施

平成 10 年 12 月 3 日 改正



# Rotary



Rotary



2022-2023



イマジン  
ロータリー



Image & Inspiration & Service

大いにロータリーをイメージしよう!



WELCOME TO ROTARY CLUB OF  
**SAKAI PHOENIX**